

山口県長寿社会課所管ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県（以下「県」という。）長寿社会課が所管するホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の対象範囲)

第3条 広告の掲載は、県の事務または事業の実施に支障を及ぼさず、かつホームページの用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

(広告掲載の基準)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容の基準は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項各号及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）第4条各号の規定に基づくものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、広告が次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しない。
- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えるおそれがあるもの
 - (例) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
 - (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
 - (例) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強過ぎるもの等
 - (3) 実際には機能しないもの
 - (例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
 - (4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
 - (例) 「職員採用情報」等の表現の掲載等
 - (5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(広告掲載の規制業種又は事業者)

第5条 基準第3条に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。広告の掲載期間中に当該業種又は事業者に該当することとなった場合も同様とする。

- 2 掲載する広告の表示内容については、基準第5条に基づくものとする。

(広告の規格及び掲載期間)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 広告の掲載位置

山口県介護保険情報総合ガイド「かいごへるぷやまぐち」トップページ右側上部

(2) 広告の枠数

6枠

(3) 広告の種類

バナー広告

- ・大きさ 縦50ピクセル、横170ピクセル
- ・形式 G I F (アニメーション不可) あるいは J P E G
- ・データ容量 10キロバイト以下
- ・画像のA L Tテキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内

2 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができます。なお、広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の初日とし、広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告の募集方法)

第7条 広告の募集は、県が行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第8条 ホームページへの広告の掲載を希望する者は、県に広告の掲載を申し込むものとする。

2 県は、第6条第1項第2号の規定で定めた枠数を超える申込みがあった場合は、掲載を希望する期間の長い者を優先させるものとする。また、掲載を希望する期間が等しい場合は、申込みを行った者を優先させるものとする。

3 県は、第1項の申込みがあった場合は、第5条の規制業種または事業者でないことを確認し、山口県長寿社会課所管ホームページ広告掲載承認願（様式1）に広告原稿を添えて、原則として広告掲載開始日から起算して14日前までの日で県の指定する日までに、掲載の可否について山口県広告審査会設置要綱に基づく山口県広告審査会の審査を受けるものとする。

(広告内容等の審査)

第9条 県は、審査後、掲出の可否についての結果を山口県長寿社会課所管ホームページ

広告掲載承認通知書（様式2）又は山口県長寿社会課所管ホームページ広告掲載不承認通知書（様式3）により通知する。

- 2 県は、山口県広告審査会において、広告の内容等が第4条又は第5条に反すると判断した時は、当該広告の全部または一部について修正、削除等する。なお、広告が掲載中であっても同様とする。
- 3 広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除等に応じなければならない。

(広告原稿の作成)

第10条 広告原稿は、広告主が作成するものとする。

- 2 前項の規定による広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載の方法)

第11条 県は、前条の規定により提出された広告原稿を掲載するときは、原則として広告掲載開始日の午前9時に掲載するものとする。

- 2 県は、前項の規定により掲載した広告を削除するときは、原則として広告掲載終了日の午後5時に削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 県は、要綱第8条の各号及び次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、直ちに広告の掲載の承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条又は第5条の規定に反すると認めるとき
- (2) 第9条第2項の規定による広告内容の修正が行われないとき

(広告料の還付)

第13条 既納の広告料は還付しない。ただし、次項を除く。

- 2 広告主が広告料を納付後、広告主の責めに帰さない理由により、県が掲載すべき広告を掲載しなかった期間が1カ月当たり1日を超える時は、掲載しなかった日数に応じて、契約金額について日割り計算により算出した金額を還付するものとする。ただし、当該還付する金額については、利子を付さない。

- 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる事由により県がホームページの運用を一時停止した場合は、還付は行わない。ただし、一時停止の期間が1カ月当たり3日を超える場合は、前項の規定に準じて還付するものとする。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- (3) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
- (4) その他公益上やむを得ない場合

(広告の変更)

- 第14条 広告主は、契約の期間内において、当該広告の内容、リンク先等を原則として月単位で変更することができる。
- 2 前項の規定により変更する場合の手続きは、第8条及び第9条の規定に準じて行うものとする。

(その他)

- 第15条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関する必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年1月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月19日から施行する。

(様式1)

山口県長寿社会課所管ホームページ広告掲載承認願

平成 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

廣告主 住所（所在地）

名称

印

代表者職・氏名

（電話

局

番）

下記のとおり、山口県長寿社会課所管ホームページへ広告を掲載したいので承認をお願いします。

業種	
申込期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日（ヶ月間）
ホームページURL	
広告の概要	
バナー画像	別添のとおり
ALTテキスト	

(様式2)

平 長寿社会第 号
平成 年(年)月 日

様

山口県知事

山口県長寿社会課所管ホームページ広告掲載承認通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった山口県長寿社会課所管ホームページへの広告掲載について、下記のとおり承認したのでお知らせします。

記

1 掲出期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 広告内容

別添のとおり

3 その他

広告の掲載に係る手続きについては、担当職員の指示に従うこと。

(様式3)

平 長寿社会第 号
平成 年(年)月 日

様

山口県知事

山口県長寿社会課所管ホームページ広告掲載不承認通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった山口県長寿社会課所管ホームページへの広告掲載について、下記の理由により不承認としたのでお知らせします。

記

1 広告内容

別添のとおり

2 掲出できない理由